

国民健康保険被保険者証が更新されます

現在お使いの平川市国民健康保険の被保険者証の有効期限は平成29年9月30日(土)までとなっています。新しい被保険者証(被保険者証の色は薄橙色)は、9月末までに住所地に郵送いたしますので、10月1日(日)以降ご使用ください。また、現在ご使用の被保険者証は、有効期限が切れましたら破棄してください。



万が一、新しい被保険者証がお手元に届かなかったり、記載内容に不備がある場合はご連絡ください。ただし国民健康保険税を滞納している方については、納税相談のうえ窓口での更新となりますのでご了承ください。

なお、職場の健康保険に加入した場合、または被扶養者になった場合は、市役所に届け出が必要になります。国民健康保険と職場の健康保険の両方の被保険者証(職場の被保険者証が未交付の場合は加入したことを証明するもの)をお持ちになり、早めの届け出をお願いします。

更新に伴い 被保険者証の有効期間が変わります

平成30年度から、平川市国保の被保険者証の有効期間が以下のとおり変わります。

従 来 : 10月1日から翌年9月30日まで
平成30年度から : 8月1日から翌年7月31日まで

このため、今回お送りする被保険者証の有効期間は、平成29年10月1日から平成30年7月31日までの10か月間となっています。

現在、70歳~74歳の方には、被保険者証とは別に「高齢受給者証」を交付し、医療機関などで受診される際には両方あわせて提示していただいております。

平成30年8月からは、被保険者証と高齢受給者証を一体化して、「被保険者証兼 高齢受給者証」として交付する予定です。

今回の有効期間の変更は、被保険者の方の利便性向上のため、青森県内で統一して行うもので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

問合せ: 国保年金課 国保係 ☎44-1111 (内線 1251・1252・1257)